

◎新潟県病院局訓令第1号

局本庁
施設

新潟県病院局行政文書管理規程を次のように定め、令和2年4月1日から実施し、新潟県病院局文書規程（昭和60年3月新潟県病院局訓令第3号）は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局行政文書管理規程

新潟県病院局における文書の処理、作成等については別に定めるもののほか、新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の例による。